

熊本家庭裁判所委員会（第16回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成22年10月22日（金）午後1時30分～午後4時

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

(委 員) 相澤明憲, 浅井美榮子, 稲田稔文, 上村宏済, 小松平内, 田中真由美, 永留克記, 古嶋徹, 古莊文子（五十音順）

(庶 務) 事務局長, 首席家庭裁判所調査官, 首席書記官, 次席家庭裁判所調査官, 訟廷管理官, 主任書記官, 総務課長

(ゲストスピーカー) 熊本市立児童相談所長

4 意見交換テーマ

児童虐待と家庭裁判所のかかわりについて

第2 議事概要

【発言者の略記 ◎：委員長, ○：委員, ◇：事務局等, □児童相談所長】

1 開 会

2 新任委員の紹介

3 家庭裁判所の教育的措置に関する報告

前回, 委員からご紹介のあったボランティア活動を, 少年事件における教育的措置として取り入れてはどうかとの提案を検討した結果, 試行的に実施することとした。今後, 試行の結果を踏まえながら, 正式なプログラムとする方向で検討を進めている。

4 児童虐待と家庭裁判所の関わりについて

(1) 家庭裁判所における児童虐待関係事件について

訟廷管理官及び主任書記官から児童虐待に関する事件の手続, 係属状況, 対応等について説明した後, 次のとおり質疑応答があった。

○ 児童福祉法28条事件の審理期間中, 子はどのように保護されるのか。

◇ 児童虐待の防止等に関する法律第8条により、児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定による一時保護を行うことができる。この規定を受けて、児童福祉法第33条第1項により、都道府県知事は、児童相談所長をして、適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。なお、児童福祉法第33条第1項の都道府県知事の権限は、政令によって児童相談所長に委任されているので、結果として、児童相談所長が適切な施設に一時保護を加えることを委託することになる。

多くの場合、児童は、このようにして児童養護施設等において保護されている。

(2) 児童虐待のメカニズムについて

次席家庭裁判所調査官から虐待のパターン、虐待が子に及ぼす影響、虐待が生じる家族や親の特徴、虐待が深刻化する要因、虐待の本質的な問題等について説明した後、次のとおり質疑応答があった。

- 実際に家族が再統合したケースはあるのか。
- ◇ 家庭裁判所としては、追跡して調査することはできないので、分からぬ。
- 実際にはなかなか難しい。良好な経過をたどったものは全国でも少ないのでないか。
- そうすると施設で大きくなったり、他の親族の元で養育されたりするのか。
- そういう場合もある。
- 少年事件を担当していると、少年が虐待を受けていたりするような事例が増えているような印象を受ける。児童相談所をはじめとした関係機関の苦勞も相当なものだと思う。子の人権委員会でも勉強会を開いたりしている。

(3) 児童相談所の立場から見た児童虐待について

児童相談所長から熊本市児童相談所の組織、処理態勢、活動の実情等について説明があった後、次のとおり質疑応答があった。

- 熊本市以外の市町村については、どこが所管するのか。
- 県の児童相談所である。
- 市民からの通告が誤報であった場合、先方から文句を言われることはない

か。

- 通告されたことで怒っていることはよくある。

(4) 意見交換

- 児童虐待においては、児童相談所の役割が極めて重大であること、また、克服すべき課題も理解できた。また、先に説明したとおり、家庭裁判所が児童虐待に関わる端緒としては、児童相談所からの申立てにより関わる場合と、調停や審判を通じて児童虐待が問題となる場合があるが、家庭裁判所はいずれも受け身の機関であるから、こちらから積極的に乗り出すという機関ではない。そのような状況を踏まえて、家庭裁判所がどのような活動を行えばいいのか、各機関とどのような連携をとればいいのか、意見を伺いたい。

また、児童相談所が家庭裁判所に事件を申立てるに当たり、何か困っていることなどはないか。

- 家庭裁判所には迅速に対応してもら正在り、特に困っていることはないが、例えば、通告があったことが審判の過程で分かることがある。これを分からないようにすることは可能か。

- 家庭裁判所としては審判で不利益を受ける親に対し、心証形成の元になつた事実を開示して弁解の機会を与える必要がある。ただし、児童相談所が情報の秘匿に気を遣っていることも理解できるので、できるだけ情報源の秘匿が確保できるように工夫している。

- ◇ 家庭裁判所調査官による調査において、児童相談所から事情を伺う場合、まず開示できるかどうかを確認する。また、学校等の関係者の調査に際しても、陳述した内容は開示されるものと思ってほしいと説明している。特に、事実そのものではなく、意見や評価が述べられた場合、当事者等との間で問題となる可能性があるので、事実関係のみを確認するようにしている。また、情報源の秘匿の問題が生じないよう、親に対する調査の際には、丹念に事実を引き出すように工夫している。

- 子を守るために、できるだけ早く手続を進めることが大切である。情報開示のことは何とか工夫して、子の生命や身体を一義的に考えてほしい。

- 審理期間をもっと短縮することはできないのか。
- ◇ 子の生命身体を守ることを第一義に考えて迅速に対応しているが、虐待の事実を確認するために時間がかかる場合も多い。
- 家庭裁判所においては、離婚調停や少年審判の過程で親を教育するということはできるし、各機関との連絡会において、情報を還元することもある。

ところで、現在、法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会が、児童虐待の防止を図り、児童の権利を擁護する観点から、民法の親権に関する規定の見直しを行っている。この概要について庶務の方から説明されたい。

- ◇ この制度の見直しの要点は、児童虐待防止のため、一定の期間に限って、親権を停止する措置を導入することにある。これは、現行の親権喪失の制度があまりにも重く、使いづらいもの（期限を設けずに親権の全部を喪失させるものであり、その効果が大きいため、申立てや審判が躊躇される。）であることなどから、このような親権の制限の在り方について見直す必要性を指摘されているものである。また、親権を行使する者として、法人による後見はできないか、複数の後見人はできないか、ということも検討されている。

- 法人とはどのような機関があるのか。
- ◇ 専門的知識や資格を有している方で組織されている社会福祉法人やN P O 法人などが考えられるのではないか。
- 死亡などのセンセーショナルな事件が起きてしまうと、どうせ通報してもすぐには対応できないと思われるのではないか。各機関が迅速に対応していくことをもっと多くの方に理解してもらえるように、情報を発信する必要があるのではないか。
- 裁判所の広報の在り方は裁判所全体の課題の一つであるので、効果的な広報に努めていきたいと考えている。
- 児童福祉法28条の制度ができる前の話であるが、被虐待児が、高校を卒業して就職し、逆に親を助けるようになったケースがあった。児童福祉法28条事件は、再統合できる時期は必ず来るという前提で、できるだけ早く親との分離を図る必要性を感じている。

5 次回のテーマ

「家庭裁判所委員としての任期を振り返って」をテーマとすることで、委員全員の了承が得られた。

6 次回期日

平成23年5月27日（金）午後1時30分

7 閉会